

労働者派遣事業許可への 切り替え申請期限まで あと1年を切っています！

平成27年の派遣法の改正により、現在、経過措置となっている「(旧)特定労働者派遣事業」は平成30年9月29日までに「労働者派遣事業許可」に切り替えないと、引き続き、派遣事業を継続することができません。

今後も継続して労働者派遣事業を営もうとする事業主様は、たとえ常時雇用する労働者だけを派遣する場合であっても、「労働者派遣事業」の「許可」を受けなければなりません。

労働者派遣事業許可を受けるには！

注意点1

許可申請にあたっては数々の許可基準をすべて満たす必要がありますが、平成27年改正によってハードルがより高くなっています。

注意点2

派遣労働者の為のキャリア形成支援制度やキャリアコンサル窓口を設置する必要があります、許可申請添付の事業計画書に盛り込む内容も多岐に及びます。

注意点3

許可基準を満たすためには、確実な知識と事前の準備が不可欠です。また、申請から許可を受けるまで3ヶ月から6ヶ月の期間を要します。

専門家である当事務所が許可申請をトータルにお手伝いします！

メリット1

人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が、貴社に適したキャリア形成支援制度の構築と併せてお手伝いします。特に上記「注意点2」は重要なポイントです。

メリット2

申請書類の作成はもちろん、行政庁との折衝から申請提出まで、国家資格者としてトータルに代行致します。煩わしい手続きは不要で本業に専念頂けます。

メリット3

明朗報酬で安心。当事務所の許可申請代行報酬額は15万円(税別)となっており、追加料金はありません。(行政庁への許可手数料(印紙)と登録免許税が別途必要です。)

<お問合せ先>

あしたば社会保険労務士法人 (代表社会保険労務士:岡本典親)

広島市中区上八丁堀3-6第2ウエノヤビル10F (HP「あしたば社労士」で検索)

まずは、下記の連絡先までFAXまたはお電話にてお気軽にお問合せ下さい！



TEL: 082-228-5517 FAX: 082-836-4300

貴社名			TEL
所在地	〒		
お名前	代表者	連絡担当者	